



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省 近畿地方整備局
資料配布

配布日時	平成29年 7月20日 14時00分
------	-----------------------

(国土交通省、中部地方整備局 同時発表)※

件名	登録住宅性能評価機関に対する改善命令について
----	------------------------

概要	近畿地方整備局は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第21条に基づき、一般財団法人大阪住宅センターに対し改善命令を行いましたので、お知らせします。
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	-----------------------

問合せ先	近畿地方整備局 建政部 建築安全課 課長 木下 賢司 (内線 6671) 課長補佐 玉田 功一 (内線 6672) 電話 (06) 6942-1141 (代表) 電話 (06) 6942-1961 (夜間)
------	---

一般財団法人大阪住宅センター（近畿地方整備局長登録第4号）	
処分の内容	
改善命令	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 21 条に基づき、下記の措置を講ずることを命ずる。</p> <p>一 業務改善計画書の提出 国土交通省令に適合する方法により評価の業務を行わなかったことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成 29 年 8 月 19 日までに当職へ提出すること。</p> <p>二 業務の実施に関する定期的な報告 評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、別途当職から指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況を翌月末までに当職に報告すること。</p>
違反事由の概要	
8-1 重量床衝撃音対策等級について、国が定める基準に適合する方法による評価を行わず、設計住宅性能評価書を交付した。	

<参考>

【登録住宅性能評価機関】

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣の登録を受けて住宅性能評価を行う機関で、平成 29 年 4 月現在、全国で 125 機関（大臣登録 31 機関、地方整備局長等登録 94 機関）が登録されている。

【住宅性能表示制度の概要】

- (1) 住宅の性能表示のための共通ルールを設け、消費者による性能の相互比較を可能にする。
- (2) 住宅の性能評価を客観的に行う評価機関を整備し、評価結果の信頼性を向上。
- (3) 新築住宅については、評価機関が交付した評価書が契約内容とされることを原則とされることにより、表示された性能を実現。
- (4) 性能評価された住宅に係る裁判外の紛争処理体制を整備し、紛争処理を円滑化・迅速化。

【一般財団法人大阪住宅センター】

- 登録番号 近畿地方整備局長登録第4号(登録日:平成 12 年 10 月 3 日)
- 代表者 横小路 敏弘
- 事務所 本社（大阪府大阪市中央区）
- 登録区分 設計住宅性能評価を行う者としての登録
新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
- 業務区域 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域